売却区分番号	名古屋局１０４７－１		
見積価額	￥2，１７０，０００	公売保証金	￥３００，０００
財産の表示	１　（主である建物の表示） 所在　岐阜県土岐市泉町定林寺字山並 68 番地 家屋番号　68 番の 1 種類　居宅 構造　木造瓦葺平家建 床面積　38.08 平方メートル （附属建物の表示） 符号　4 種類　倉庫 構造　土蔵造瓦葺 2 階建 床面積　1 階部分 14.74 平方メートル 2 階部分 14.74 平方メートル ２　所在　岐阜県土岐市泉町定林寺字山並 68 番地 家屋番号　68 番の 2 種類　居宅 構造　木造瓦葺 2 階建 床面積　1 階 130.22 平方メートル 2 階 47.01 平方メートル ３　所在　岐阜県土岐市泉町定林寺字山並 地番　68 番 地目　宅地 地積　348.21 平方メートル ４　所在　岐阜県土岐市泉町定林寺字岩坂 地番　916 番 地目　宅地 地積　115.70 平方メートル ５　所在　岐阜県土岐市泉町定林寺字山並 地番　57 番 8 地目　宅地 地積　143.10 平方メートル 以上登記簿による表示		
間取り	＜公売財産１＞居室及び土間 ＜公売財産２＞５ＤＫ（納戸あり）		
公法上の規制	第一種住居地域 建蔽率 60％　容積率 200％ 土砂災害特別警戒区域　土砂災害警戒区域		

売却区分番号	名古屋局１０４７－１		
見積価額	¥2，１７０，０００	公売保証金	¥３００，０００
接道状況	＜公売財産３＞ 南側　幅員約 2.2 メートルから約 4.5 メートル舗装市道（建築基準法上の道路） ほぼ等高から約 0.8 メートル高位接面 ＜公売財産５＞ 南西側　幅員約 5.3 メートル舗装市道　ほぼ等高から約 0.4 メートル高位接面 西側　幅員約 4.8 メートル舗装市道　ほぼ等高接面 北側　幅員約 2.2 メートルから約 4.5 メートル舗装市道（建築基準法上の道路） ほぼ等高から約 0.8 メートル低位接面		
地盤・地勢	＜公売財産３及び５＞ ほぼ平坦地 ＜公売財産４＞ 雑木雑草繁茂のため、不明		
使用状況等	＜公売財産１＞ ・建築年月日不詳（登記による） ・公売財産所有者が物置として使用しており、その内部には公売財産所有者及び第三者の動産類がある。 ＜公売財産２＞ ・昭和 48 年 12 月 31 日新築（登記による） ・公売財産所有者が居住している。 ＜公売財産３＞ ・公売財産１及び２の敷地である。 ・敷地北西側には、公売財産所有者の未登記建物がある。 ・敷地南西側には、公売財産所有者の物置がある。 ＜公売財産４＞ ・雑木雑草繁茂状態であり、使用されていない。 ＜公売財産５＞ ・公売財産所有者が駐車場として使用しており、同人所有のカーポートがある。 ・敷地南東側には看板が設置されており、設置に係る敷地の使用権原は使用貸借である。 （以上、令和８年４月 30 日現在）		
特記事項	＜公売財産１＞ ・附属建物を含め、経年劣化の損傷が激しい。 ＜公売財産３＞ ・全体が土砂災害警戒区域に指定されており、敷地の一部は土砂災害特別警戒区域に指定されている。 ＜公売財産４＞ ・全体が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。 ・登記簿の地積より、縄縮みがある可能性がある。 ＜公売財産３及び４＞ ・公売財産３と４の境界付近には、約 1.5 メートルの高低差がある。		

売却区分番号	名古屋局１０４７－１		
見積価額	￥2，１７０，０００	公売保証金	￥３００，０００
	＜公売財産５＞ ・ほぼ全体が土砂災害警戒区域に指定されている。 ＜共通＞ ・公売財産は、国税徴収法第 89 条第３項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。 （以上、令和７年 10 月 31 日現在）		
住居表示等	岐阜県土岐市泉町定林寺 68 番地の１		
最寄駅等	ＪＲ（東海）　中央本線　土岐市駅　徒歩約 29 分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
ご注意していただく事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、買受申込みをしてください。 ・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等を確認してください。なお、国は関係資料を提供できません。 ・図面は、現況と異なる場合があります。 ・建蔽率及び容積率は一般的なものを表示してあります。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。 ・国は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどは全て買受人の責任において行うことになります。 ・土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 ・法令等の規定により換価制限（買受申込み後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。 ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。 ・この財産は、「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。公売に参加される場合の留意事項は官公庁オークションサイト内の「ガイドライン」及び「落札後の注意事項」を参照してください。		
陳述書等の提出について	・買受申込みをしようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「買受申込み者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、買受申込みは無効となります。 暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいいます。 なお、買受申込み者等又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）		

売却区分番号	名古屋局１０４７－１		
見　積　価　額	￥2，１７０，０００	公売保証金	￥３００，０００
	を提出する必要があります。 　また、買受申込み者等又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。 ・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 　なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の買受申込みをさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。		

売却区分番号	名古屋局１０４７－１

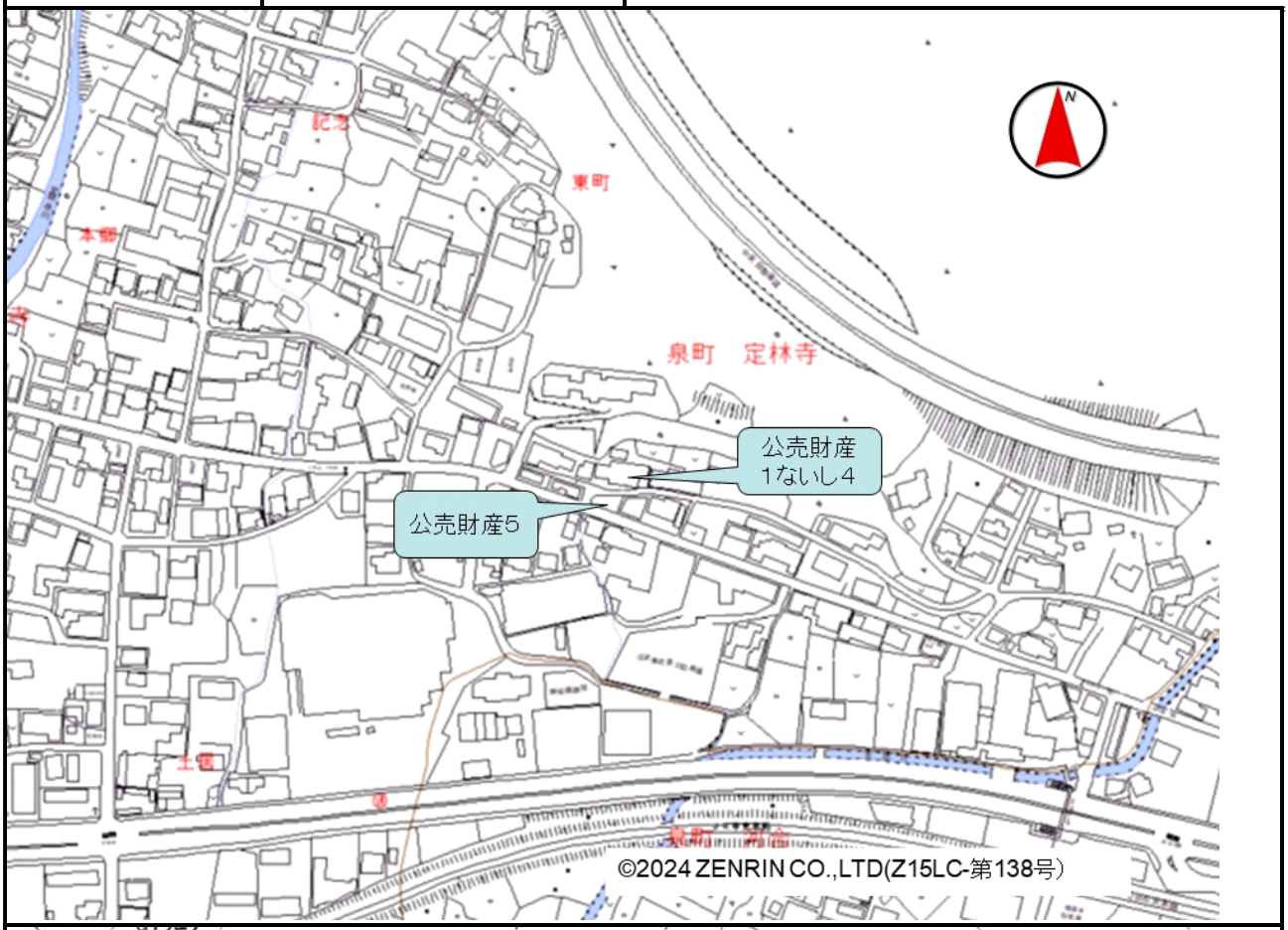

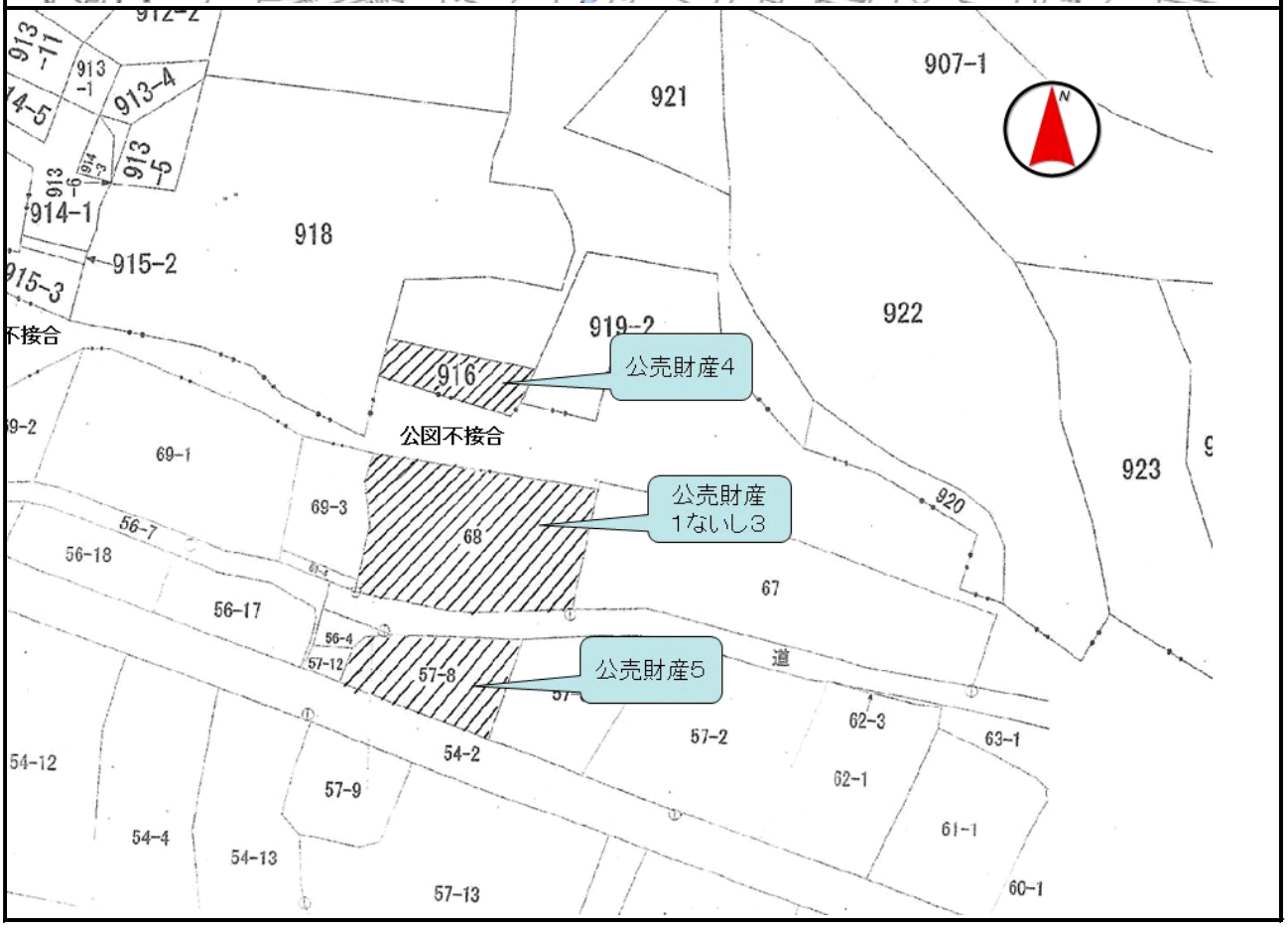

売却区分番号	名古屋局１０４７－１

主たる建物

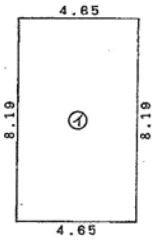

求積表

㋑ 4.65 x 8.19 = 38.083500

床面積 38.08 ㎡

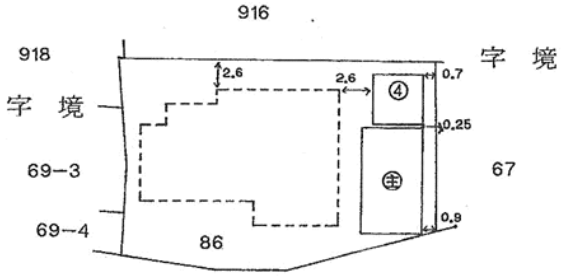

附属建物（符４）１階２階（各階同型）

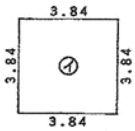

求積表

㋑ 3.84 x 3.84 = 14.745600

床面積 14.74 ㎡

公売財産1

1階

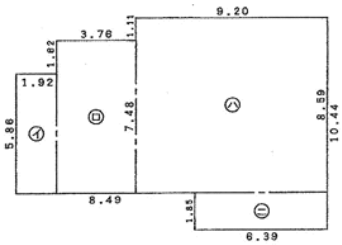

求積表

㋑	1.92 x	5.86 =	11.251200
㋺	3.76 x	7.48 =	28.124800
㋩	9.20 x	8.59 =	79.028000
㋥	6.39 x	1.85 =	11.821500
		計	130.225500

床面積 130.22 ㎡

2階

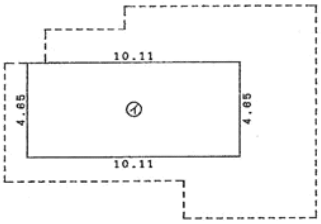

求積表

㋑ 10.11 x 4.65 = 47.011500

床面積 47.01 ㎡

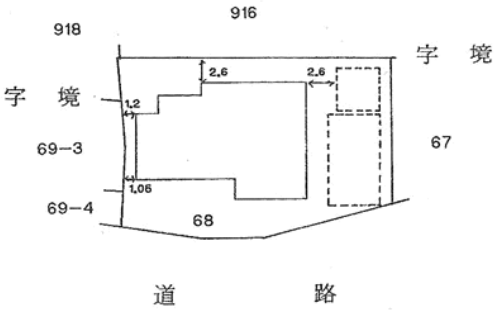

公売財産2

売却区分番号	名古屋局１０４７－１

※この間取図は概略を示すためのものであり、現状と異なる場合があります。

売却区分番号	名古屋局１０４７－１

売却区分番号	名古屋局１０４７－１